

平成 22 年度第 2 回東大阪市環境審議会 議事要旨

1.開催日時 平成 22 年 7 月 21 日（水）午前 10 時から午前 11 時 30 分まで

2.開催場所 東大阪市総合庁舎 18 階 研修室

3.出席者

（委員）

黒田会長、菅原委員、久委員、初谷委員、田中委員、有友委員、松下委員、
的場委員、坪井委員、森(幹)委員、福永委員、茨木委員、川口委員、脇田委員、
松浦委員、三木委員、中庭委員、福本委員

（事務局）

中崎環境部次長、濱口環境企画課長、環境企画課主査 仲西、
環境企画課主任 森本、環境企画課 太田、岩脇

4.議題

（1）東大阪市第 2 次環境基本計画について（諮問）

（2）その他

5.会議経過

（1）東大阪市第 2 次環境基本計画について（諮問）

市長より、黒田会長へ諮問書が渡される。委員には諮問書の写しが配布される。
事務局、計画策定のこれまでの経過及び骨子案を説明

質疑・意見

（福本委員）

資料 2 の P.3「市民・事業者の意向」の「これからの環境に対する取組」の中で「割合
が減少」という記述があるが、どの程度減少しているのか。

（事務局）

参考資料 2 の P.32 に詳細を記載している。

（松浦委員）

参考資料 1 の P.13 で、孔舎衛東小学校のホタルの飼育に関する活動を記載しているが、
加納小学校でも同様の活動をしている。加納小学校も記載してはどうか。

（事務局）

ここでは、環境創造基金を活用した活動を記載したもので、その旨も記載している。

(中庭委員)

参考資料1のP.14で、循環型社会の形成について記載されているが、エネルギーの循環に関する記載がない。エネルギーへの取り組みがなければ、循環型社会は作れない。神戸市や東京都では、下水処理時に汚泥や食品ごみを分解する際に生じたガスを都市ガスの配管に流す試みが始まっている。神戸市で出来るのなら東大阪市でも出来るのではないか。

(事務局)

ここに掲載しているのは、今後の計画ではなく、これまでの取り組みについてである。エネルギーの循環については、進んでいないのが現状で、今後、市内でどのような形でエネルギーの循環に取り組んでいけるか、研究していく必要がある。また、下水処理場に関してだが、東大阪市では下水処理場を保有しておらず、大阪府の保有である。府の事業に対し介入していくのは難しい。

(中庭委員)

大阪府と連携して、または東大阪市から提案する、というのも出来ないのか。

(事務局)

提案は可能だが、金銭的なことも絡んでくる。最終的には府の判断となる。

(久委員)

「協働」をどう進めていくのか、が本計画における課題の1つである。また、東大阪らしさ、東大阪市の特徴を活かしていくことも大切である。以下の3つの点が大切である。

自然環境 東大阪市は川、水路が多いので、その活用がポイント。水環境に対して力をいれるべき。 「協働」 リージョンセンター活動として環境活動を行い、アピールしていくべき 事業者との連携 中小企業の街として、事業者が取り組みやすい形での環境活動をし、パートナーシップを築いていくべき

黒田会長より、今後の方針として、専門委員会を設置し、そこで集中的に審議したものを当審議会でも再度審議していくことが提案される。

専門委員会の設置について、異議なし

事務局、専門委員会設置にあたり、案を説明

事務局案に対し、異議なし

(2) その他について

事務局、計画の策定に関する今後のスケジュール案を説明

質疑・意見

(中庭委員)

専門委員会での案を審議会に中間報告し、それを審議会で審議となっているが、そこでの程度意見をフィードバックしてもらえるのか。意見しても取り入れられないのではないか。

(事務局)

意見は尊重する姿勢である。ただし、取り入れられるか否かは意見の内容による。

(脇田委員)

パブリックコメントに関して、より幅広く意見をもらえるような形で行っていただきたい。

(事務局)

平成 18 年度の環境基本計画見直しの際にも、団体の意見を聞いてほしいという意見があり、それを受けて、団体に個別に意見を聞いた、という経緯がある。今回もそのようにする予定である。

(中庭委員)

規則で専門委員は 10 名まで、との規定ならば、案にある 7 名ではなく 10 名にしたほうが、より幅広い意見が得られるのではないか。

(会長)

専門委員を増やす、ということはあるのか

(事務局)

考えていない

(中庭委員)

学識経験者に委ねてよいのかという疑問がある。

(事務局)

審議会に中間報告を行い、審議会委員の意見を取り入れる。意見が反映されない、という事にはならない。

(初谷委員)

配付資料の「今後の予定(案)」では、計画素案についての専門委員会の検討結果は、庁内会議を経てから次回の審議会に報告されるので、そこでかなり内容が固まり、審議会で意見を述べても反映されないのではないかと懸念されているように思う。可能であれば、8、9月の段階で、専門委員会以外の委員の意見をお聴きする機会をもつ方法を、事務局で検討してはどうか。

(久委員)

本計画において、「協働」が 1 つのキーワードである。市民、市民団体、事業者との協働、パートナーシップをまさにこの策定段階から行っていくために、専門委員会ではないところで、意見・情報交換する機会を設け、専門委員会で取り上げていってはどうか。

(菅原委員)

案に挙がっている専門委員が、何の分野を専門としているのか、対応出来る専門家が網羅されているのか、という疑問があるのだろう。学識経験者だけでは偏りが生じるのでは、という懸念もあるかと思うが、審議会が、学識経験者ではないメンバーも含めて構成されているわけだから、専門委員会にオブザーバーとして参加する、といった方法もありだと思う。それが難しいのなら、第2回策定部会の前に、審議会のメンバーが意見を言える機会を持つべきだ。

(事務局)

第3回専門委員会の前に、審議会メンバーの意見を聞く機会を持つよう検討する。

6. 決定事項

(1) 第2次環境基本計画の策定に関して、専門委員会を設置し、そこで素案を検討していくことが決定。

7. 配布資料

資料1 東大阪市第2次環境基本計画策定に関する経過

資料2 東大阪市第2次環境基本計画骨子案

参考資料1 東大阪市の環境の現状及び施策の実施状況

参考資料2 環境に関するアンケート調査結果

参考資料3 東大阪市環境基本計画市民懇談会報告書

以上